

# V2H・太陽光発電システムの 助成金申請に係るよくある質問・回答



2022年8月25日作成  
2022年9月8日更新

## 目次

1	申請について.....	2
2	申請書類について.....	5
3	申請要件等について.....	7
4	国等の補助金併用について.....	9
5	助成対象V2Hについて.....	11
6	増額申請について.....	12
7	助成対象経費について.....	15
8	交付決定後の変更について.....	17
9	太陽光発電システム単独申請（V2H既設）について.....	19

## 1 申請について

No	お問い合わせ内容	回答
1	申請方法を教えてください。	まず V2H 契約前に交付申請を行う必要があります。交付申請をクール・ネット東京にて審査し、交付決定通知書を発送します。通知書を受領後に、契約・工事を行ってください。 V2H 設置完了後、180日以内の実績報告書を提出してください。実績報告書をクール・ネット東京にて審査し、額確定通知書を発送し、助成金の支払いになります。
2	交付申請前に V2H を「設置済み」と助成対象になりますか？	助成対象になりません。  ただし、令和4年4月1日から令和4年8月31日までに設置完了したのものについては、令和4年9月30日までに交付申請と実績報告書を同時に行えば助成対象になります。
3	交付申請前に V2H を「契約済み」と助成対象になりますか？	助成対象になりません。  ただし、令和4年8月31日までに契約締結したものについては、令和4年9月30日までに交付申請を行えば助成対象になります（令和3年度以前に契約締結したものでも問題ありません）。この場合、交付決定通知書を受領を待たずに V2H の設置をしていただいても問題ありません。V2H 設置完了後、180日以内の実績報告書を提出ください。
4	申請は販売業者等に代行してもらうことも可能ですか？	手続き代行は可能です。

## 1 申請について

		<p>交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。</p> <p>また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。</p> <p>※ 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。</p> <p>※ 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。</p>
5	令和4年4月1日から令和4年8月31日までにV2Hの売買契約やリース契約を締結し、交付申請時に設置済みの場合、実績報告はいつすれば良いですか？	<p>交付申請と同時に、実績報告書も提出してください。</p> <p>実績報告書は、個人・事業者では「第14号様式その1」を、リース事業者では「第14号様式その2」をご使用ください。また必要書類については、添付書類チェックリストをご確認ください。</p>
6	実績報告の方法を教えてください。	V2H 設置完了（※）後、180日以内に実績報告書を提出して

## 1 申請について

		<p>ください。</p> <p>※本事業では、V2Hの購入の事実を証する書類に記載された領収日を、V2Hの設置に係る支払が完了した日とし、これを助成対象機器の設置日とします。</p> <p>実績報告書は、個人・事業者では「第14号様式その1」を、リース事業者では「第14号様式その2」をご使用ください。また必要書類については、添付書類チェックリストをご確認ください。</p>
7	何をもって「設置日」とするのですか？	<p>本事業では、領収書等のV2Hの購入の事実を証する書類に記載された領収日を、V2Hの設置に係る支払が完了した日として、これを「設置日」とみなします。</p>
8	V2Hの機器における半導体不足で令和4年度中に設置が間に合わない場合はどうすればいいのか。	<p>本事業では交付決定後から設置工事完了までの期限は設定されていません。</p> <p>従いまして、交付申請を提出いただき、年度をまたいだとしても問題はありません。</p> <p>ただし、設置工事完了後180日以内か令和7年9月30日のいずれか早い日までに実績報告していただく必要があります。</p>

## 2 申請書類について

No	お問い合わせ内容	回答
1	提出書類を教えてください。	添付書類チェックリストをご確認いただき、それぞれ準備のうえ、ご提出ください。
2	本人確認書類として住民票もしくは印鑑証明書でもよいですか？	問題ありません。 ただし、それらの書類に関して申請受付から3か月以内に取得したものである必要があります。
3	登記事項証明書はいつ取得したものでもよいですか？	申請受付から6か月以内に取得したものである必要があります。 またオンラインで取得したものでも問題ありませんが、法務局の角印が印字されている必要があります。
4	建物の登記事項証明書は1枚目だけ提出すればよいですか？	法務局の角印が捺印（オンラインであれば印字）されているページも含めご提出ください。
5	登記情報提供サービスで取り寄せた登記事項証明書でもよいですか？	不可です。  法務局の角印が捺印（オンラインであれば印字）された登記事項証明書が必要です。
6	見積書に必要な項目が記載されていれば、指定様式を使用しなくてもよいですか？	指定様式を使用する必要はありません。  見積書に必要な項目は以下の通りですので、ご確認ください。 ①見積書に発行者（販売事業者）の捺印があること ②対象機器設置場所住所が明記されていること ③「宛先（注文者）」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の型番が正確に記載されていること

## 2 申請書類について

		⑤対象機器等の金額（機器費及び工事費、消費税・諸経費含まず）が明確に記載されていること
7	実績報告時の契約書は電子でも可能でしょうか。	電子契約書でも可能です。 ※電子契約書であり、印紙を省略している旨の記載があるものに限ります。

## 3 申請要件等について

No	お問い合わせ内容	回答
1	助成対象者について教えてください。	<p>助成金の交付対象となるV2Hを所有し、都内の戸建住宅（※）に設置する個人もしくは事業者です。また、これらの方へ貸与するリース事業者様もご申請いただけます。</p> <p>交付申請書は、個人・事業者の方は「第1号様式その1」を、リース事業者の方は「第1号様式その2」をご使用ください。</p> <p>※戸建住宅の定義はNo3をご確認ください。</p>
2	東京都内に戸建住宅を所有していれば、住民票が東京都外でも助成対象者になりますか？	<p>助成対象者になります。</p> <p>本人確認書類は「手続きの手引き」もしくは「添付書類チェックリスト」をご確認ください。</p>
3	戸建住宅の定義を教えてください。	<p>「戸建住宅」とは、建物の全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」であるものとし、集合住宅、事務所・工場等を除きます。</p> <p>建物の全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅・事務所」などの事業用に使用されている場合は助成対象になりません。</p> <p>なお上記以外では、充電設備導入促進事業（事業のご案内）の対象になる可能性がございますので、ご確認ください。</p>

### 3 申請要件等について

		<a href="https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge">https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge</a>
4	建物の全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅・車庫」です。これはV2H設置場所の「戸建住宅」としての要件を満たしますか？	「居宅・車庫」は本事業における「戸建住宅」として取り扱われます。

## 4 国等の補助金併用について

No	お問い合わせ内容	回答
1	国等の補助金との併用は可能ですか？	国や区市町村が実施している補助事業との併用は可能です。 なお、国や区市町村の補助事業についての詳細はそれぞれの窓口にお問合せください。
2	国等の補助金との併用した場合の東京都の助成金の計算方法を教えてください。	<p>(通常の助成金額) 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額とします。 計算方法は、以下の通りです。 ・助成金額＝助成対象経費×1/2 － 国等の補助金額 (上限50万円)</p> <p>(増額申請) 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額とします。 計算方法は、以下の通りです。 ・助成金額＝助成対象経費×10/10 － 国等の補助金額 (上限100万円)</p> <p>シミュレーションツールもホームページに掲載していますのでご利用ください。</p>

#### 4 国等の補助金併用について

3	<p>国等の補助金と併用した場合、東京都の助成金額が0円になりました。この場合は申請できませんか？</p>	<p>東京都の助成金額が0円になる場合は申請ができません。</p> <p>ただし、V2Hと太陽光発電システムの同時設置・同時申請の場合は、V2Hの東京都の助成金額が国補助等の併用により0円となっても申請可能です。</p> <p>その場合は、交付申請額0円のV2H交付申請書と太陽光発電システムの交付申請書を同封のうえご提出ください。</p>
4	<p>V2Hについて東京都が実施する他の助成事業との併用はできますか？</p>	<p>同一機器、設備に対して東京都の複数の助成金を重複して受け取ることはできません。</p>
5	<p>東京都が実施するV2Hと蓄電池と太陽光それぞれで助成金を受け取ることは可能ですか？</p>	<p>可能です。それぞれで申請を行ってください。</p> <p>ただし、新築の場合、太陽光と蓄電池に関しては「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」との併用は不可です。</p>
6	<p>EVの助成金との併用は可能でしょうか？</p>	<p>併用可能です。それぞれで申請を行ってください。</p>
7	<p>CEV補助金に申請済みです。しかしV2H納期遅れにより、CEV補助の実績報告に間に合う見込みがありません。</p> <p>その場合でも、東京都の助成金交付申請書に国補助額を含めて申請する必要がありますか？</p>	<p>国補助を受給できない見込みの場合には、国補助については、記載しないで申請することも可能です。</p> <p>なお、交付決定後に交付額、助成対象経費の増額、および補助率の増率はお受けできませんのでご注意ください。</p>

## 5 助成対象V2Hについて

No	お問い合わせ内容	回答
1	助成対象となるV2Hを教えてください。	<p>以下の要件を全て満たすV2Hが助成対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間に都内の戸建住宅（※）に設置されるV2Hであること。</li> <li>● 中古品でないこと。</li> <li>● 助成対象者が都内の戸建住宅に設置日から継続して設置し、使用するV2Hであること。</li> <li>● 都の他のV2H助成金の交付を重複して受けていないこと。 ※本助成金において、都のV2H以外の助成金や、都以外の補助金・助成金の受給の制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。</li> <li>● 設置された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の対象機種になっていること。 ※対象機種は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。 <a href="http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4_v2h_meigaragotojougen.pdf">http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4_v2h_meigaragotojougen.pdf</a></li> </ul> <p>※戸建住宅の定義については、「3 助成要件について」のNo.3をご確認ください。</p>
2	中古品は助成対象になりますか？	対象外です。助成対象になるのは新品に限ります。

## 6 増額申請について

No	お問い合わせ内容	回答
1	増額の条件を教えてください。	<p>以下の要件を備えた「太陽光発電システム」「EV もしくは PHV」「V2H」が実績報告時に揃っていることです。</p> <p>●太陽光発電システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 発電出力が50kW未満であること。</li> <li>* 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置にあること。</li> <li>* 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。</li> <li>* 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証若しくは同等以上の認証を受けていること。</li> </ul> <p>ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。</p> <p>※既設でも構いません。</p> <p>●EV もしくは PHV</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。</li> </ul>

## 6 増額申請について

		<p>※新規で購入する必要はありません。</p> <p>●V2H</p> <p>* 助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されること。</p>
2	太陽光発電システムは既設でも良いですか？	既設でも構いません。増額申請において新設であるという要件はありません。
3	EV（もしくはPHV）はすでに所有しています。それでも良いですか？	新規で購入する必要はありません。
4	EV（もしくはPHV）は中古車でも良いですか？	中古車でも問題ありません。
5	増額申請の方法を教えてください。	<p>交付申請書（第1号様式）「4 増額申請の有無」で「増額申請をする」を選択のうえ提出してください。</p> <p>V2H 設置完了後、実績報告書（第14号様式）に併せて増額要件を満たしていることが確認できる書類を提出してください。</p>
6	交付申請時に増額の条件を満たしていませんが、「太陽光発電システム」を設置予定、「EV もしくは PHV」を購入予定があります。増額申請できますか？	<p>可能です。</p> <p>交付申請時に増額要件を満たしていなくても、実績報告の際に満たしていれば増額申請可能です。</p> <p>交付申請書（第1号様式）「4 増額申請の有無」で「増額申請をする」を選択のうえ提出してください。</p> <p>V2H 設置完了後、実績報告書（第14号様式）に併せて増額要件を満たしていることが確認できる書類を提出してください。</p>

## 6 増額申請について

7	EV（もしくはPHV）は契約済みですが、納車はまだです。車検証の代わりに契約書等の書類で代替できますか？	不可です。 EVもしくはPHVの所有を確認する書類は「車検証」と規定しています。
8	カーポートに太陽光を設置する、もしくはしている場合は増額要件の対象になりますか。	カーポートの太陽光も増額要件の対象になります。 ただし、カーポートの太陽光には補助金は支給されませんのでご注意ください。”
9	V2Hに対応していない電気自動車を所有しています。その場合でも、要件を満たしていれば（EV・PHVの所有、太陽光発電システムの設置）増額申請可能ですか？	可能です。

## 7 助成対象経費について

No	お問い合わせ内容	回答
1	助成対象経費について教えてください。	<p>令和4年4月1日以降に設置するV2Hについては、V2H本体購入費および設置工事費が助成対象経費になります。</p> <p>令和4年3月31日以前に設置するV2HについてはV2H本体購入費のみが助成対象経費になります。</p> <p>なお、<b>本体価格および工事費については適正価格に必ずするようにしてください。</b></p> <p>明らかに金額が多額の場合、助成対象とならない場合がございます。</p> <p>また調査・確認の上、悪質と判断した場合、虚偽申請とみなし、今後【公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの】となる可能性がございます。</p>
2	V2H 本体価格に値引きがあった場合の助成対象経費は、値引き後の価格ですか。	その通り値引き後の価格、つまり実際にお支払いいただいた金額が助成対象経費になります。
3	V2Hに係る工事について、戸建ての3階に配電盤があり、1階のV2Hの機器とつなげるための足場組などは工事費に含まれますか？	含まれます。
4	V2Hに係る工事について、V2HをつなげるためのLAN工事は工事費に含まれますか？	含まれます。
5	V2H 本体の設置に付随して必須となる V2H の通信機器	含まれます。

## 7 助成対象経費について

や通信ケーブル等については、工事費として対象となる 理解でしょうか。	
---------------------------------------	--

## 8 交付決定後の変更について

1	交付決定後に設置する V2H を変更することは可能ですか？	<p>助成対象要件を満たす V2H に限り変更可能です。</p> <p>その場合、実績の報告時に変更後の内容として提出することで助成事業の変更を行うことができます。</p> <p>ただし、以下の点にご注意ください。</p> <p>※交付決定通知書に記載の助成対象経費の増額、<b>交付決定補助率の増率及び交付決定額の増額は承認しません。</b></p> <p>※助成対象経費を変更する場合は、内訳の変更及び減額に限ります。</p>
2	交付申請時に予定していた工事内容は変更になりました。助成対象経費（設置工事費）の変更はできますか？	<p>可能です。</p> <p>その場合、実績の報告時に変更後の内容として提出することで助成事業の変更を行うことができます。</p> <p>ただし、以下の点にご注意ください。</p> <p>※交付決定通知書に記載の助成対象経費の増額、交付決定補助率の増率及び交付決定額の増額は承認しません。</p> <p>※助成対象経費を変更する場合は、内訳の変更及び減額に限ります。</p>
3	交付申請時には国補助受給予定であり、国補助額を東京都助成金額の算出に含め、その内容で交付決定通知書を受領しました。 その後、国補助について未交付となったので東京都の助	<p>交付決定後の、交付決定額・助成対象経費の増額、補助率の増率は認められません。</p> <p>なお、国等の補助金申請中であっても、V2H 納期遅れ等により</p>

## 8 交付決定後の変更について

<p>成金額算出から国補助額を除きたいのですが、それは可能ですか？</p>	<p>国の実績報告に間に合わないといったような<u>国補助を受給できない見込みの場合には</u>、国補助については、記載しないで申請することも可能です。</p>
---------------------------------------	--

9 太陽光発電システム単独申請（V2H既設）について

1	V2Hは既に設置しています。太陽光発電システムを設置し、助成金の申請はできますか？	<p>以下の要件を満たすV2Hが設置済みであれば申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京都内の戸建住宅に設置されたV2Hであること</li> <li>● 設置された日の属する年度の翌年度から起算して法定耐用年数（6年間）を超えていないV2Hであること</li> <li>● 設置した日の属する年度に、CEV補助金の対象機器一覧に掲載されているV2Hであること</li> </ul> <p>過去の補助対象機器一覧はこちらで確認できます。  <a href="https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/targetcar_list">https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/targetcar_list</a></p>
2	“設置された日の属する年度の翌年度から起算して法定耐用年数（6年間）を超えていないV2Hであること”とは、つまり？	<p>令和4年度に太陽光発電システムの設置・申請を行う場合は、平成28（2016）年度にV2Hが設置されている必要があります。</p> <p>設置された日の属する年度（2016年度）の翌年度（2017年度）から起算のため、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：2017年度</li> <li>2：2018年度</li> <li>3：2019年度</li> <li>4：2020年度</li> <li>5：2021年度</li> </ol>

## 9 太陽光発電システム単独申請（V2H既設）について

		6：2022年度に申請いただければ“法定耐用年数（6年間）を超えていない”とみなすことができます。
3	要件を満たすV2Hは設置済みです。太陽光発電システムも既に設置してしまいました。助成金の申請はできますか？	<p>交付決定後に太陽光発電システムの契約締結をしたものが助成対象ですので、基本的には申請できません。</p> <p>ただし、以下に該当する場合は、令和4年10月30日までに交付申請したものは助成対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年9月30日までに契約締結したもの（令和3年度以前に契約したもので問題ありません）</li> <li>・令和4年4月1日～9月30日までに設置したもの</li> </ul>
4	太陽光発電システム単独申請（V2H既設）の詳しい申請方法や提出書類を教えてください。	<p>太陽光発電システムの申請方法については、「太陽光発電システム助成金交付申請の手続き」をご確認ください。</p> <p>なお、V2Hが設置済みであることを確認できる書類として以下を併せてご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置しているV2Hの保証書</li> <li>・V2Hの設置状態を示す写真</li> <li>・V2Hの型番及び製造番号（銘板）を示す写真</li> <li>・建物の登記事項証明書（写し）</li> </ul>
5	太陽光発電システム単独申請（V2H既設）の交付申請書や実績報告書の提出先を教えてください。	<p>V2Hの交付申請書、実績報告書の提出先と同じく以下の通りです。</p> <p>（郵送）</p> <p>〒163-0810</p>

## 9 太陽光発電システム単独申請（V2H既設）について

		<p>東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階 東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム 戸建てV2H担当宛</p> <p>※封筒の表に、「電気自動車等の普及促進事業（V2H） 交付申請書必 要書類在中」と赤字で記入してください。</p> <p>（メール） cnt-v2h2021@tokyokankyo.jp ※メールの件名に「電気自動車等（V2H）の普及促進事業 申請書提 出」と入力してください。</p>
--	--	---